

転落防止対策の補助対象内容

子育て支援型共同住宅サポートセンター

共同住宅の改修において、以下内容を整備するものに対して補助金を支給します。

【バルコニーの手すりについて】

- 子どもの転落を防止するため、バルコニーには以下の構造の手すりを設置する。
 - i) 形状は、子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。
 - ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。
 - ア) 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。
 - イ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。
 - ウ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。
 - iii) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。
 - iv) 手すりの最下部とバルコニー床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で90mm以下とする。

【バルコニー手すり付近の室外機の設置場所について】

- 室外機等が、子ども（幼児等）がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、以下のいずれかの転落防止策を講じる。
 - i) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保する。
 - ii) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。

【2階以上の窓に対する手すりについて】

- 2階以上の窓（バルコニーに面している掃き出し窓は除く。）には、子どもの乗り越え等による転落の危険を防止するための手すり（柵）を設置する。
- 転落防止のための手すりは、[日本住宅性能表示基準・評価方法基準]における[9-1高齢者等配慮対策（専用部分）]の手すりに関する評価基準において等級2以上の構造とする。
- 手すりを設置する際には、手すり下地補強工事をした上で設置する。

【バルコニーに面する窓について】

- 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないようにするため、バルコニーに面する窓のクレセント錠は以下のいずれかとする。
 - i) ダイヤル錠等の子どもが容易に解錠できないよう、一定の措置が取られたクレセント錠
 - ii) 子どもの手が届かない高い位置に※補助錠を設置する。
- ※一般的には床上1,500mm程度以上の高さが想定される。

※既に整備済みのものに対して、新しくするなどの改修工事は補助対象にはなりません。

子育て支援型共同住宅推進事業 改修工事における補助対象項目

子どもの安全確保に資する施設

①衝突事故防止工事（面取り加工）	⑪火傷防止用対策器具の設置
②ドアストッパー・クローザー設置	⑫安全装置が付いた調理器の設置
③転倒による事故防止工事	⑬対面形式のキッチンの設置
④人感センサー付き玄関照明装置	⑭子ども見守れる間取りへの工事
⑤足元灯等の設置	⑮防犯性の高い玄関ドア等の設置
⑥転落防止の手すり等の設置	⑯防犯フィルム・ガラス、面格子等の設置
⑦ドアや扉への指詰め防止工事	⑰防犯カメラの設置
⑧子どもの侵入や閉じ込み防止	⑱家具の転倒防止措置
⑨チャイルドフェンス等の設置	⑲避難動線確保工事
⑩シャッター付コンセント等の設置	⑳宅配ボックスの設置

※既に整備済みのものに対して、新しくするなどの改修工事は補助対象にはなりません。

詳細はこちらにて <https://kosodate-sc.jp/> ご確認ください。

賃貸住宅の改修物件においては、入居者募集開始から3か月間は、子育て世帯に限定した募集。入れ替わりの際も10年間は同様の入居者募集をすることが要件となります。（3か月以上の間、入居者を確保できない場合は子育て世帯以外の者も入居可）
分譲マンション改修物件は、補助事業の完了から少なくとも10年間は、譲り受けようとする者も子育て世帯であることが要件となります。